第千七百九十四号

木 曜

一地先甲斐市大字西八幡字浜海道下二三九四番の

新

七一・

Ξ

五地先から甲斐市大字西八幡字浜海道下二四五九番の

旧

----------------

七一・三

九月二十日

## 日 $\overline{\times}$

間

の旧別新

(メートル) 敷地の幅員

(メート 延

ル長

## 平成十九年

## 山梨県告示第三百三十五号

六六七 六六七

道路の供用開始..... 道路の区域変更......

公

告

告

示

目

次

北支所において、この告示の日から平成十九年十月十一日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成十九年九月二十日

六六七

六六八 六六七

山梨県知事 横 内 正

明

一六四・五 平成十九年	八二四〇番の一地先まで北杜市大泉町大字西井出字石堂八二四〇番の一地先から北杜市大泉町大字西井出字石堂北村市大泉町大字西井出字石堂	線天女山公園	県道
(メートル)期日延長供用開始の	区間	路 線 名	種道類路の

# 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

六七一

六七〇 六七〇 六六九

公安委員会

都留都市計画の変更案の縦覧...... 公共測量の実施...... 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止...... 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定...... 特定非営利活動法人の設立の認証申請...... 基準地の標準価格.....

### 告 示

## 山梨県告示第三百三十四号

覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所 (峡北支所を除く。) において、この告示の日から平成十九年十月十一日まで一般の縦 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十九年九月二十日

道路の種類 県道

Ξ 道路の区域

路

線

名

甲斐中央線

Щ

梨

県

公

報

第千七百九十四号

平成十九年九月二十日

山梨県知事 横 内 正

明

### $\odot$ 基準地の標準価格

公

告

山梨県企画部県民室県民生活課において関係図書を縦覧に供する。 り、平成十九年七月一日における基準地の単位面積当たりの標準価格を判定したので、 国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)第九条第一項の規定によ

平成十九年九月二十日

山梨県知事

横 内 正

明

特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 次のとお

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター

平成十九年九月二十日

山梨県知事 内 正 明

申請のあった年月日 平成十九年九月五日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人にらさき味噌汁学校

2 代表者の氏名 高木智朗

3 主たる事務所の所在地(韮崎市龍岡町下條南割千六百八十三番地二

4 定款に記載された目的

販売等により、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。 築と健康の増進に寄与するとともに、併せて味噌及び味噌汁に関する食材の開発・ 普及活動をすることにより、その栄養面・機能面を再認識させ、優れた食生活の構 この法人は、韮崎市内外の全ての人々に対して、味噌及び味噌汁に関する啓発・

Ξ 縦覧期間 平成十九年九月六日から同年十一月五日まで

# 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

第五十三条第一項の規定により、 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項、 平成十九年九月二十日 次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。 第四十六条第一項及び

山梨県知事 横 内 正 明

ステー ショ	ステー ショ	名称
ン王		15.
地一二七八二富士吉田市:	地一二七八	所 在 地
番松	番松	
三八九二二〇〇	  0	番 号 号 所
居宅介護支援	護	サー ビスの種類
一日 平成十九年七月	一日平成十九年七月	指定年月日
	一二七八番 三八九 居宅介護支援	富士吉田市松 一九七二二〇〇 介護予防訪問介出一二七八番 三八九 護 三八九 にこて八番 三八九 にこている この おり の で で で で で で で で で で で で で で で で で で

王のさき薬局竜

甲斐市篠原二 三一番地

七一〇

導

(みなし)

日

居宅療養管理指

平成十九年七月

王のさき薬局竜	ケアマネ田辺	根店 アスリのサン	根店 アスリのサン	気店 マスリのサン	気店 ロード薬局朝	ヶ丘店 ロード薬局響	ヶ丘店 ロード薬局響	ステー ション
三一番地一甲斐市篠原二	八二三番地二	番地一有野二四八九	番地一有野二四八九	号目九番一二甲府市朝気一	号目九番一二甲府市朝気一	七五九番地一甲斐市龍地二	七五九番地一甲斐市龍地二	地一二七八番
- 九四-七-〇	一九七一七〇〇	五一九四一六一〇	五一九四一六一〇	二九一〇一一三	二九一〇一一三	二八五二十一〇	二八五二十一〇	三八九二二〇〇
養管理指導 (み) 介護予防居宅療	居宅介護支援	導(みなし)	なし) 養管理指導(み	導(みなし)	なし) 養管理指導(み	導(みなし)居宅療養管理指	なし) 養管理指導(み	訪問介護
一日 平成十九年七月	一日 平成十九年七月	一日平成十九年七月	一日平成十九年七月	一日平成十九年七月	一日平成十九年七月	一日 平成十九年七月	一日 平成十九年七月	一日 平成十九年七月

山梨県公報
第千七百九十四号
平成十九年九月二十日

届出があっ		平成十九年七月	居宅療養管理指	九四二三一〇	南都留郡忍野	クスリのサン
五の規定に		十一日	なし) 養管理指導(み	三五九	〇番地三五 南都留郡忍野	野店 アスリのサン
み : か : ん :		十一日	し) 訪問看護 (みな	ハカー 〇二 - 三〇〇	〇番地三五 村忍草一四〇 南都留郡忍野	あまの診療所
デーみた		十一日	し) お問リハビリテ	八0二 - 三00	〇番地三五 村忍草一四〇 南都留郡忍野	あまの診療所
デ 局 プ イ 笛 頂 ナ 吹っ		十一日	導(みなし)居宅療養管理指	八〇二 - 三〇〇	〇番地三五 南都留郡忍野	あまの診療所
ア局で		十一日	護(みなし)	八0二 - 三00	〇番地三五 南都留郡忍野	あまの診療所
ア ぼうんって ぼう		十一日平成十九年七月	ン ( みなし ) 介護予防訪問リ	ハー 〇九 二 三 〇 〇	〇番地三五 村忍草一四〇 南都留郡忍野	あまの診療所
デ 院 strip		十一日平成十九年七月	なし) 養管理指導(み	八 一 二 三 〇 〇	〇番地三五 村忍草一四〇 南都留郡忍野	あまの診療所
上 院 」		一日平成十九年七月	居宅介護支援	四〇九	七番地五 夏目原一三〇 田吹市御坂町	おぼ 事業所つくし を表
上 野口 月 日 月 日 月 日 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	<u> </u>	一日	通所介護		号四番一六甲府市朝日五	ンター イサー ビスセ ジャー

介護保険法に	みかん ビス	みかん	局笛吹店	局笛吹店アロマ調剤薬	ぼんぼん時計	院上野原市立病	院上野原市立病	野店 ド薬局忍
基づく指定居宅	番地七五九四	番地七 の野三五九四	番地三 東高橋一三〇 田本石和町	番地三 東高橋一三〇 田本石和町	番地場の一八○六本の	地原三一九五番上野原市上野	地原三一九五番上野原市上野	○番地三五
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止	一九七一六〇〇	五四七	二七五二八一〇	二七五二八一〇	四七一六〇〇	- 九 - 二〇 - 〇	- 九 - 二〇 - 〇	五九
廃止	通所介護	護	導(みなし)居宅療養管理指	なし) 養管理指導(み	護予防通所介	ー ション	ハビリテー ショ 介護予防通所リ	導 (みなし)
	平成十九年七月	二十三日	二十一日	二十一日	十九日	十七日	十七日	十 日

# 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止

出があった。の規定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業等の廃止のの規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業等の廃止の介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条、第八十二条及び第百十五条の介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)

+成十九年九月二十日

Щ 梨 県

个雙呆食事業所   一   一   一   一   一   一   一   一   一		
内正	个雙呆矣事業近	山梨県知事
正		横
		内
明		正
		明

<ul> <li>本</li></ul>	·	+# > DD ·	:				
Tain (内)   サービスの種類   日本	ション 問看護ステーアセンター 訪なごみの里ケ	護事業所 問看護ステー アセンター 訪 なごみの里ケ	具貸与事業所別看護ステープセンター訪なごみの里ケ	ション問看護ステーアセンター訪なごみの里ケ	センター ビススリーケア・	ケアサポート	
二〇九〇     語等所       十〇〇〇     語等所       十〇〇〇     語等所       十〇〇〇     通所介       10九〇     介護予防       10九〇     通所介       10九〇     通知       10九〇     通知	地原四一五〇番	地原四一五〇番	地原四一五〇番	地地工工〇番	地九 寺前七五三番 北杜市須玉町	地九 寺前七五三番 北杜市須玉町	在
	- 九六二〇九〇	- 九六二〇九〇	- 九六二〇九〇	- 九六二〇九〇	_	一九七一九〇〇	保険事
	護予防訪問介	訪問看護	福祉用具貸与	具貸与	通所介護	居宅介護支援	サービスの種類
	三十一日	三十一日平成十九年七月	三十一日平成十九年七月	三十一日平成十九年七月	一日平成十九年七月	一日 平成十九年七月	廃止年月日
	/,	,,	,,	/ 1	/1	/ 1	

護事業所 問看護ステー ション訪問介 なごみの里ケ	護支援事業所 ション居宅介 アセンター訪 なごみの里ケ
地原四一五〇番	地
- 九六二〇九〇	〇〇五   居宅介護支援
訪問介護	居宅介護支援
三十一日平成十九年七月	三十一日

### 公共測量の実施

川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。 第一項の規定により、平成十九年八月二十四日付けで国土交通省関東地方整備局甲府河 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成十九年九月二十日

山梨県知事

横

内

正

明

作業種類 公共測量 (一・三級基準点、三級水準点)

作業期間 平成十九年九月一日から平成二十年二月二十九日まで

作業地域 大月市、南巨摩郡増穂町及び南巨摩郡鰍沢町

Ξ

## 都留都市計画の変更案の縦覧

の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。 次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画 変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、都市計画を

山梨県知事

横 内 正

明

都市計画の種類

平成十九年九月二十日

都留都市計画道路

(三・五・三号 厚原線)

都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分

三縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

大月市花咲一六〇八番三号 富士・東部建設事務所都市計画・建築指導課

都留市上谷一丁目一番一号
都留市産業・建設部基盤整備課

新 賢 其 間

兀

平成十九年九月二十一日から同年十月四日まで

## 公安委員会

山梨県公安委員会規則第十号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年九月二十日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美

枝

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

のように改正する。 山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)の一部を次

第五条の四第一号を次のように改める。

動車」という。) で、当該用務に使用中のもの - 令第十三条第一項の指定を受けた、又は同項の届出をした自動車 (以下「緊急自

第五条の五第一項第一号を次のように改める。

| 令第十四条の二第一号の届出をした、又は同条第二号の指定を受けた自動車(以

下「道路維持作業用自動車」という。)で、当該用務に使用中のもの

中「令第十三条第一項の指定を受けた自動車又は同項の届出をした自動車」を「緊急自第六条第一項各号列記以外の部分中「同条第二項の規定による」を削り、同項第一号

動車」に、同項第十号コ中「通常郵便物」を「郵便物」に改める。

第十条第十号中「令第十三条第一項に定める自動車」を「緊急自動車」に改める。

### 附則

平成十九年十月一日から施行する。この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第十号コの改正規定は、

発行者	山梨県
山梨	県公報
県 甲府市丸の内	第千七百九十四号
甲府市丸の内一丁目六番一号	, 平成十九年九月二十日
印刷所	月二十日
、 ㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
	_
	六七二